



広島県報

定期
第2号

発行者 広島県
発行所 広島県総務部
総務管理局文書法制室
購読料 月額 2,700円

目次

規則		
宅地完成等規制法施行細則の一部を改正する規則 (県法規登載)	……………	(建築指導室)……………二
広島県議会議務局訓令 広島県教育委員会訓令 広島県警察本部訓令	……………	(人事室)……………五
技術員の給与に関する規程等の一部を改正する訓令 (県法規登載)	……………	(財政室)……………六
告示		
県議会の定例会で議決された予算の概要	……………	(環境対策室)……………六
国土調査の成果の認証	……………	(社会援護室)……………九
瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置許可申請の概要	……………	(環境対策室)……………九
生活保護法の規定による医療機関の指定	……………	(社会援護室)……………九
生活保護法の規定による指定医療機関の名称の変更	……………	(社会援護室)……………九
生活保護法の規定による指定医療機関の事業の廃止	……………	(社会援護室)……………九
農地保有合理化事業の実施に関する規程の変更の承認	……………	(農業経営室)……………九
地方卸売市場における卸売業務の廃止	……………	(食品流通安全室)……………〇
家畜伝染病の発生	……………	(畜産振興室)……………〇
漁船損害等補償法の規定による付保義務の発生	……………	(漁業調整室)……………〇
保安林の指定(二件)	……………	(治山室)……………〇
都市計画事業の事業計画の変更の認可	……………	(都市整備室)……………〇
宅地建物取引業法の規定による聴聞	……………	(建築指導室)……………一
行政手続法の規定による聴聞	……………	(建築指導室)……………一

昭和六十一年広島県告示第百五十九号(広島県港湾施設管理条例に基づく駐車場の指定並びに駐車時間及び港湾施設使用料の額)の一部を改正する告示	……………	(港湾管理室)……………一
平成十五年広島県告示第千三百七十二号(広島県港湾施設管理条例別表第一重要港湾の表の規定に基づく待合所の使用料の額)の一部を改正する告示	……………	(港湾管理室)……………二
平成十五年広島県告示第千三百七十三号(広島県港湾施設管理条例別表第一地方港湾の表の規定に基づく待合所の使用料の額)の一部を改正する告示 (以上三件県法規登載)	……………	(港湾管理室)……………二

公告

軽油引取税の特約業者の指定の取消し	……………	(税務室)……………二
特定非営利活動法人の認証申請	……………	(文化・県民協働室)……………二
特定非営利活動法人の定款変更認証申請	……………	(文化・県民協働室)……………二
大規模小売店舗立地法の規定による市の意見の概要	……………	(地域産業振興室)……………三
大規模小売店舗立地法の規定による県の意見	……………	(地域産業振興室)……………三
県営土地改良事業の工事の完了(二件)	……………	(土地改良室)……………四
土地区画整理組合の事業計画の変更の認可	……………	(都市整備室)……………四
土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出	……………	(都市整備室)……………四
開発行為に関する工事の完了	……………	(建築指導室)……………四
土地改良事業施行協議の適否決定(市町)	……………	(東広島地域事務所)……………五
換地計画認可申請の適否決定(市町)	……………	(東広島地域事務所)……………五
公安委員会告示	……………	(東広島地域事務所)……………五

正誤

遊技機の型式の検定の告示	……………	(治山室)……………一六
平成十八年十二月二十一日付け広島県報(定期)第九十七号中目次の訂正	……………	(文書法制室)……………一六
平成十八年十月二十三日付け広島県報(定期)第八十号中広島県告示第八百九十四号の訂正	……………	(文書法制室)……………一六

公布された規則のあらまし

宅地造成等規制法施行細則等の一部を改正する規則(規則第一号)(建築指導室)

一 改正の要旨

宅地造成等規制法等の一部改正に伴い、引用条項等の整理を行うため必要な改正を行った。

二 施行期日

平成十九年一月十一日

規則

宅地造成等規制法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年一月十一日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県規則第一号

宅地造成等規制法施行細則等の一部を改正する規則

(宅地造成等規制法施行細則の一部改正)

第一条 宅地造成等規制法施行細則(昭和三十八年広島県規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

第二条の二及び第三条中「第八条第一項」を「第八条第一項本文」に改める。

第四条及び第五条を次のように改める。

(工事計画の変更許可)

第四条 法第十二条第一項の規定による許可を受けようとする者は、別記様式第二号による宅地造成に関する工事の変更許可申請書に、省令第二十五条に規定する図書のほか、当該変更に係る事項の新旧を対照した図書を添付して、知事に提出しなければならない。

(軽微な変更の届出)

第五条 法第十二条第二項の規定による知事への届出を行うおとする者は、別記様式第四号による宅地造成に関する工事の変更届書を知事に提出しなければならない。

第六条に見出しとして「届出工事の変更届出」を付し、同条中「第十四条第一項又は第二項」を「第十五条第一項又は第二項」に改める。

第七条に見出しとして「(二)工程等の変更届出」を付し、同条中「第十四条第一項若しくは

第二項」を「第十五条第一項若しくは第二項」に改める。

第八条中「第十六条第一項」を「第十五条第一項」に改める。

第九条中「第四条第四項及び第十四条第一項」を「第五条第四号及び第十三条第三号」に、「附加」を「付加」に改める。

第十一条の二中「第十二条第一項」を「第十三条第一項」に改める。

第十二条第三号中「第十七条第二項」を「第十八条第二項」に改める。

第十三条第一号中「第四条の宅地造成工事計画変更届書」を「第五条の変更届書」に、

同条第二号中「第五条第一号の宅地造成工事承継届書、第五条第二号の住所変更届書」を

「第四条第一項の変更許可申請書」に、同条第三号中「省令第六条」を「省令第二十七条」

に、「第八条」を「第二十九条」に改める。

別記様式第二号から別記様式第四号までを次のように改める。

別記様式第二号から別記様式第四号までを次のように改める。

様式第2号 (第4条関係)

(1面)

宅地造成に関する工事の変更許可申請書

宅地造成等規制法第12条第1項の規定による変更の許可を申請します。 広島県知事 様 申請者氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 平成 年 月 日		手数料欄
1 宅地の所在及び地番		
2 宅地の面積		m ²
イ 切土又は盛土をする土地の面積		m ²
ロ 切土又は盛土の土量	切盛	m ³
3 工八 擁壁	番 号 種 類 造 高 さ 延 長	m
事 の 二 排水施設	番 号 種 類 内 法 寸 法 延 長	m
概 要	ホ 崖面の保護の方法	
	ハ 工事中の危害防止のための措置	
	ト その他の措置	
4 宅地造成に関する工事の許可番号	平成 年 月 日 指令 第 号	
5 変更の理由		
6 その他必要な事項	地域事務所受付欄	本庁受付欄
	平成 年 月 日	変更許可番号欄
	指令 第 号	

注 1 印欄には、記入しないこと。
2 1欄、2欄及び3欄は、変更前及び変更後の内容を対照させて記入すること。認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入すること。
3 6欄は、宅地造成に関する工事の計画の変更に伴い、他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入すること。
4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

副 宅地造成に関する工事の変更許可通知書

(2面)

この申請書及び添付図書に記載の宅地造成に関する工事については、下記の条件を付して許可しましたので通知します。 変更許可番号 指令 第 号 平成 年 月 日 広島県知事	
許可通知欄	⑩
条件	
1 宅地の所在及び地番	
2 宅地の面積	m ²
イ 切土又は盛土をする土地の面積	m ²
ロ 切土又は盛土の土量	切盛
3 工八 擁壁	番 号 種 類 造 高 さ 延 長
事 の 二 排水施設	番 号 種 類 内 法 寸 法 延 長
概 要	ホ 崖面の保護の方法
	ハ 工事中の危害防止のための措置
	ト その他の措置
4 宅地造成に関する工事の許可番号	平成 年 月 日 指令 第 号
5 変更の理由	
6 その他必要な事項	

注 1 印欄には、記入しないこと。
2 1欄、2欄及び3欄は、変更前及び変更後の内容を対照させて記入すること。認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入すること。
3 6欄は、宅地造成に関する工事の計画の変更に伴い、他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入すること。
4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第3号 削除

(広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則の一部改正)

第五条 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則(平成十二年広島県規則第十号)の一部を次のように改正する。

第二条の表の第二号中「第十六号の二⁽²⁶⁾」を「第十六号の二⁽²⁹⁾」に、「第十六号の二⁽⁵⁾」を「第十六号の二⁽⁶⁾及び⁽¹⁰⁾」に、「同号⁽¹⁶⁾から⁽¹⁸⁾」を「同号⁽¹⁹⁾から⁽²¹⁾」に改め、同号中⁽²⁾及び⁽³⁾を削り、⁽⁴⁾を⁽²⁾とし、⁽⁵⁾を⁽³⁾とし、⁽⁶⁾を⁽⁴⁾とし、同表の第十四号中「第十六号⁽⁵⁾」を「第十六号⁽⁷⁾」に改め、同号中⁽²⁾及び⁽³⁾を削り、⁽⁴⁾を⁽²⁾とし、⁽⁵⁾を⁽³⁾とする。

(広島県土砂の適正処理に関する条例施行規則の一部改正)

第六条 広島県土砂の適正処理に関する条例施行規則(平成十六年広島県規則第五十六号)の一部を次のように改正する。

第十六条第一項第九号中「第八条第一項」を「第八条第一項本文」に改める。

別表第一のり面の勾配等の項中「第五条」を「第六条」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に交付されている改正前の宅地造成等規制法施行細則第十二条第三号の規定による別記様式第十二号の身分証明書は、改正後の宅地造成等規制法施行細則第十二条第三号の規定による別記様式第十二号の身分証明書とみなす。

広島県訓令
広島県議会事務局訓令
広島県教育委員会訓令
広島県警察本部訓令

広島県訓令
広島県議会事務局訓令
広島県教育委員会訓令
広島県警察本部訓令

各所属行政機関

技術員の給与に関する規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成十九年一月十一日

広島県知事 藤田雄山
広島県議会議長 新田篤実
広島県教育委員会委員長 小笠原道雄
広島県警察本部長 飯島久司

技術員の給与に関する規程等の一部を改正する訓令

(技術員の給与に関する規程の一部改正)

第一条 技術員の給与に関する規程(昭和三十二年
広島県議会事務局訓令
広島県教育委員会訓令
広島県警察本部訓令
第一号)の一部

を次のように改正する。

附則第三項及び第四項を削る。

(技術員の給与に関する規程の一部を改正する訓令の一部改正)

第二条 技術員の給与に関する規程の一部を改正する訓令(平成十二年
広島県議会事務局訓令
広島県教育委員会訓令
広島県警察本部訓令

第一号)の一部を次のように改正する。

附則第四項中「平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間においては、旧号給等の額から、その額に百分の三を乗じた額(その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額」を削る。

附則第五項を削り、附則第六項中「第一項から前項まで」を「前三項」に改め、同項を附則第五項とする。

附則

この訓令は、平成十九年四月一日から施行する。

告 示

広島県告示第三号

平成十八年十二月六日開会の広島県議会の定例会で議決された予算の概要は、次のとおりである。

平成十九年一月十一日

広島県知事 藤 田 雄 山

平成18年度補正予算

平成18年度一般会計補正予算

(歳入歳出予算補正)

(単位：千円)

歳入	人			出		
	補正前額	補正額	計	補正前額	補正額	計
分担保金及び 7費担保金	11,035,320	20,768	11,056,088	2総務費	50,281,897	932,180
9国庫支出金	130,129,020	1,639,961	131,768,981	8土木費	154,411,104	50,000
12繰入金	41,409,491	35,451	41,444,942	11災害復旧費	11,908,603	2,442,000
15県債	136,590,400	1,728,000	138,318,400	歳出合計	979,766,508	3,424,180
歳入合計	979,766,508	3,424,180	983,190,688	歳入合計	979,766,508	3,424,180

広島県告示第四号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定によって、国土調査の結果を次のとおり認証した。

平成十九年一月十一日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 調査を行った者の名称

府中市

二 調査を行った期間

平成十六年六月から平成十八年二月まで

三 成果の名称

- 四 府中市地籍図及び地籍簿調査を行った地域
府中市上下町深江の一部
- 五 認証年月日
平成十八年十二月二十七日

広島県告示第五号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第十号)第五条第一項の規定による特定施設の設置許可の申請があったので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

平成十九年一月十一日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 申請者の住所及び氏名並びに工場又は事業場の所在地及び名称

申請者の住所及び氏名	世羅郡世羅町本郷九五四一 セラケム株式会社 代表取締役 松下 眞澄
工場又は事業場の所在地及び名称	世羅郡世羅町本郷九五四一 セラケム株式会社

二 申請の内容

特定施設 二十七 二 活性炭洗浄施設二基を新設し、三基の使用の方法を変更する。
また、フィルタープレス一基を新設し、フィルタープレス一基及び排水処理槽一基の使用の方法を変更する。

それに伴って、一排水口の水质を変更する。

1 特定施設の種別能力及び使用の方法(その一)

種 能	種 類	力	
		一	二
等	工事着手予定年月日	許可後直ちに	二七 二 活性炭洗浄施設 二基 (一・二 中和洗浄槽)
期	工事完成予定年月日	着工後二週間後	
工	使用開始予定年月日	完成後直ちに	
	使用時間隔及び一日当たりの使用時間 (使用の季節的変動)	一六時間連続使用 (なし)	

使用の方法	工 期 等			能 力	種 類	変 更 前	変 更 後		
	使用開始予定年月日	工事完成予定年月日	工事着手予定年月日						
排出される汚水等の一日当たりの量 (単位・立方メートル)	項目	使用時間間隔及び一日当たりの使用時間 (使用の季節的変動)			一日当たり一、〇〇〇 キログラム酸洗・水洗	既設	許可後直ちに		
	通常	九時間連続使用 (なし)						二七二 活性炭洗浄 施設(一・二 酸洗タンク)	同上
	最大	二時間連続使用 (なし)							
	項目	完成後直ちに						二七二 活性炭洗浄 施設(一・二 酸洗タンク)	同上
通常	着工後直ちに			一日当たり一、五〇〇 キログラム酸洗・水洗	同上				
最大	許可後直ちに					二七二 活性炭洗浄 施設(一・二 酸洗タンク)	同上		

(その二)

使用の方法	排出される汚水等の汚染状態							項 目	通常	最大	
	汚水等の排出先	排出される汚水等の一日当たりの量(単位・立方メートル)	大腸菌群数(単位・一立方センチメートルにつき個)	燃 含 有 量	窒 素 含 有 量	浮 遊 物 質 量	化学的酸素要求量				生物化学的酸素要求量
汚水処理施設フィルタープレス								汚水等の排出先	排出される汚水等の一日当たりの量(単位・立方メートル)	大腸菌群数(単位・一立方センチメートルにつき個)	
	単位・リットルにつきミリグラム	一〇〇以下	三・五	四〇	一〇〇	一〇〇	二四				二二
汚水等の排出先	排出される汚水等の一日当たりの量(単位・立方メートル)	大腸菌群数(単位・一立方センチメートルにつき個)	燃 含 有 量	窒 素 含 有 量	浮 遊 物 質 量	化学的酸素要求量	生物化学的酸素要求量	水素イオン濃度(単位・水素指数)	通常	最大	
汚水処理施設フィルタープレス	汚水等の排出先	排出される汚水等の一日当たりの量(単位・立方メートル)	大腸菌群数(単位・一立方センチメートルにつき個)	燃 含 有 量	窒 素 含 有 量	浮 遊 物 質 量	化学的酸素要求量	生物化学的酸素要求量	水素イオン濃度(単位・水素指数)	通常	最大

2 汚水等の処理の方法

(その二) 二二二汚水処理フィルタープレス

法	項 目	工 期 等			汚 水 等 の 処 理 方 法	能 力 (汚水処理)	主 要 寸 法 (単位・メートル)	構 造	型 式	種 類	変 更 前	変 更 後				
		使用開始予定年月日	工事完成予定年月日	工事着手予定年月日												
生物化学的酸素要求量	通常	完成後直ちに			脱水処理	一日当たり七五〇立方メートル処理	縦一・九四×横三・八六五×高さ一・七七	鉄製	フィルター型	ろ過機	二七〇	二八五				
	最大	着工後直ちに											二七〇	二八五	二九〇	三二〇
	通常	許可後直ちに														
	最大	完成後直ちに											二七〇	二八五	二九〇	三二〇

(その三)

使用の方法	工 期 等			能 力	種 類	変 更 前	変 更 後		
	使用開始予定年月日	工事完成予定年月日	工事着手予定年月日						
排出される汚水等の一日当たりの量 (単位・立方メートル)	項目	使用時間間隔及び一日当たりの使用時間 (使用の季節的変動)			一日当たり二、〇〇〇 キログラム洗浄	既設	許可後直ちに		
	通常	五時間連続使用 (なし)						二七二 活性炭洗浄 施設(一・七 水洗タンク)	同上
	最大	六時間連続使用 (なし)							
	項目	完成後直ちに						二七二 活性炭洗浄 施設(一・七 水洗タンク)	同上
通常	着工後直ちに			一日当たり二、四〇〇 キログラム洗浄	同上				
最大	許可後直ちに					二七二 活性炭洗浄 施設(一・七 水洗タンク)	同上		

(その三) 一三排水処理槽

使用の方法 (排出される汚水等の一日当たりの量 単位・立方メートル)	処理前汚水の汚染状態		項目 (単位・リットルにつきグラム)	既設	変更前	変更後
	化学的酸素要求量	生物化学的酸素要求量				
	使用開始予定年月日	工事完成予定年月日				
八五五	—	〇・三	通常	既設	変更前	変更後
九六〇	四	〇・八	最大			
八五五	—	〇・三	通常	完成後直ちに 着手後直ちに 許可後直ちに	変更前	変更後
九六〇	四	〇・八	最大			
五五〇	六	三	通常	完成後直ちに 着手後直ちに 許可後直ちに	変更前	変更後
六三〇	一一	一〇	最大			
五五〇	六	三	通常	完成後直ちに 着手後直ちに 許可後直ちに	変更前	変更後
六三〇	一一	一〇	最大			

(その二) 二二二汚水処理フィルタープレス

使用の方法 (排出される汚水等の一日当たりの量 単位・立方メートル)	処理前汚水の汚染状態		項目 (単位・リットルにつきグラム)	既設	変更前	変更後
	化学的酸素要求量	生物化学的酸素要求量				
	使用開始予定年月日	工事完成予定年月日				
四六九	—	〇・三	通常	既設	変更前	変更後
五二二	四	〇・八	最大			
四六九	—	〇・三	通常	完成後直ちに 着手後直ちに 許可後直ちに	変更前	変更後
五二二	四	〇・八	最大			
五四七	六	三	通常	完成後直ちに 着手後直ちに 許可後直ちに	変更前	変更後
六二七	一一	一〇	最大			
五四七	六	三	通常	完成後直ちに 着手後直ちに 許可後直ちに	変更前	変更後
六二七	一一	一〇	最大			

の 方			
前処理後の汚染状態			
燃 含 有 量	窒 素 含 有 量	浮 遊 物 質 量	化 学 的 酸 素 要 求 量
三・五	四〇	〇・〇	六
一四	一〇〇	一、〇〇〇	一二
三・五	四〇	五	六
一四	一〇〇	二〇	一二

使 用		
汚水等の排出先	排出される汚水等の一日当たりの量(単位・立方メートル)	大腸菌群数(単位・一立方センチメートルにつき個)
一三排水処理槽	五四七	一〇〇以下
	六二七	一、〇〇〇以下
	五四七	一〇〇以下
	六二七	一、〇〇〇以下

3 排水水の汚染状態

排水口名	項目	変更前		変更後	
		通常	最大	通常	最大
1 排水口 (排出される汚水等の一日当たりの量 (単位・立方メートル))	生物化学的酸素要求量 化学的酸素要求量 単位・リットルにつき ミリグラム	八五五	九六〇	五五〇	六三〇
		—	四	六	一一

三 事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧期間及び縦覧場所

1 縦覧期間

平成十九年一月十一日から平成十九年一月三十一日まで

2 縦覧場所

広島県環境部環境対策局環境対策室及び広島県尾三地域事務所厚生環境局環境管理課並びに世羅町環境整備課

広島県告示第六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定によって、同法による医療扶助のための医療を担当する機関として、次のものを指定した。

平成十九年一月十一日

広島県知事 藤田雄山

名称	所在地	指定年月日
医療法人社団 仁友会 尾道クリニック	尾道市新浜二丁目一〇二二	平成十八年二月一日
阿品ファミリィ歯科	廿日市市阿品四 四八 一七	平成十八年二月一日
すずらん薬局阿品台店	廿日市市阿品台四丁目一七 二七	平成十八年一月一日

広島県告示第七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定によって、同法による医療扶助のための施設を担当する者として、次のものを指定した。

平成十九年一月十一日

広島県知事 藤田雄山

氏名	住所	施設		業務の種類	指定年月日
		名称	所在地		
高正男	呉市天心福浦町八二一三	出張・訪問・トリハビリ・鍼灸	呉市天心福浦町八二一三	はりきゅう・あん摩マッサージ	平成十八年一月一日

広島県告示第八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定によって、次のとおり指定医療機関の名称を変更した旨の届出があった。

平成十九年一月十一日

広島県知事 藤田雄山

名称	所在地	変更年月日
府中つばき薬局	府中調剤薬局	平成十八年一月一日
株式会社トラスト 府中薬局 アゼリア館	有限会社トラスト 府中薬局 アゼリア館	平成十八年一月三日
訪問看護ステーション 竹の子クラブ	竹原市下野町一七四四番地	平成十九年九月二六日

広島県告示第九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定によって、次の指定医療機関から診療所等を廃止した旨の届出があった。

平成十九年一月十一日

広島県知事 藤田雄山

名称	所在地	廃止年月日
医療法人社団 仁友会 尾道クリニック	尾道市新浜二丁目八 一一	平成十八年一月三〇日
瀬分皮膚科医院	東広島市西条岡町三 九	平成十八年一月三〇日
阿品ファミリィ歯科	廿日市市阿品四 四七 一〇五	平成十八年一月三〇日
父石薬局（有）	府中市父石町三三〇 三	平成十八年一月三〇日

広島県告示第十号

農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)第八条第一項の規定によって、三原農業協同組合が定めた農地保有合理化事業の実施に関する規程の変更を平成十八年十二月十五日承認した。

なお、この承認に係る農地保有合理化事業の種類は、同法第四条第二項第一号に掲げる事業とする。

平成十九年一月十一日

広島県知事 藤田雄山

広島県告示第十一号

広島県卸売市場条例(昭和四十六年広島県条例第六十八号)第六条第五項の規定によって、次のとおり地方卸売市場における卸売業務の廃止の届出があった。

平成十九年一月十一日

広島県知事 藤田雄山

許可番号	廃止する卸売業者の名称	所属する卸売市場の名称
広島県第九号	三次農業協同組合	三次地方卸売市場

広島県告示第十二号

家畜伝染病が次のとおり発生した。

平成十九年一月十一日

広島県知事 藤田雄山

発生番号	病名	畜種	種類	年齢	頭数	決定年月日	転帰	発生地
二四	ヨーネ病	牛	ホルスタイン	五歳	一頭	平成一八年二月二五日	殺処分	広島県廿日市市永原一五九番地
二五	ヨーネ病	牛	ホルスタイン	七歳	一頭	平成一八年二月二五日	殺処分	広島県廿日市市永原一五九番地

広島県告示第十三号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百二十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第一百二十二条第一項の規定による同意があったものと認められた。

平成十九年一月十一日

くば加入区(くば漁業協同組合)

広島県知事 藤田雄山

広島県告示第十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定によって、次のとおり保安林を指定する。

平成十九年一月十一日

広島県知事 藤田雄山

一 保安林の所在場所

呉市吉浦本町四丁目三七二六、三七二七、三七二八の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

吉浦本町四丁目三七二七・三七二八の一(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県農林水産部農林整備局治山室及び呉市役所に備え置いて縦覧に供する。

広島県告示第十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定によって、次のとおり保安林を指定する。

平成十九年一月十一日

広島県知事 藤田雄山

一 保安林の所在場所

呉市警固屋町字大平甲六七五、乙六七六、丙六七六、丁六七六、見晴三丁目三九五の一、

三六〇、三六一、三七六、三七七、三七八

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を広島県農林水産部農林整備局治山室及び呉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

広島県告示第十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定によって、平成十六年広島県告示第八百三十七号で認可した都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成十九年一月十一日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 施行者の名称

廿日市市

二 都市計画事業の種類及び名称

広島圏都市計画道路事業三・四・二二〇地御前串戸線及び三・四・二二二号宮内串戸駅

通線

三 事業施行期間

平成十二年一月十三日から平成二十年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

平成十六年広島県告示第八百三十七号の事業地のうち廿日市市串戸四丁目において事業地を変更し、串戸三丁目を加える。

使用の部分

なし

広島県告示第十七号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)以下「法」という。(第六十九条第一項の規定によって、次のとおり聴聞を行う。)

平成十九年一月十一日

広島県知事 藤 田 雄 山

住所	氏名	聴聞の日時	聴聞の場所	聴聞の事由
呉市海岸二丁目一番一号	有限会社あゆみ 不動産 代表取締役 松井 一照	平成十九年二月一日 午後二時から午後二時三〇分	広島市中区基町一〇番五二号広島県庁舎 本館地下 入札室	法第六十五条第一項の規定に該当する。
広島市中区江波本町四番二五号	有限会社ユミカ 代表取締役 櫻井 由美子	平成十九年二月一日 午後二時三〇分から午後三時	広島市中区基町一〇番五二号広島県庁舎 本館地下 入札室	法第六十五条第一項の規定に該当する。
広島市西区東観音町二丁目一五番二〇号	有限会社ディ・エー・シー 代表取締役 大松 恒一	平成十九年二月一日 午後三時三〇分から午後四時	広島市中区基町一〇番五二号広島県庁舎 本館地下 入札室	法第六十五条第一項の規定に該当する。

広島県告示第十八号

行政手続法(平成五年法律第八十八号)以下「法」という。(第十三条の規定によって、次のとおり聴聞を行う。)

平成十九年一月十一日

広島県知事 藤 田 雄 山

住所	氏名	聴聞の日時	聴聞の場所	聴聞の事由
福山市沖野上町四丁目三番一〇号	比羅 利章	平成十九年二月一日 午後三時から午後三時三〇分	広島市中区基町一〇番五二号広島県庁舎 本館地下 入札室	法第二十三条第一項の規定に該当する。

広島県告示第十九号

昭和六十一年広島県告示第百五十九号(広島県港湾施設管理条例に基づく駐車場の指定並びに駐車時間及び港湾施設使用料の額)の一部を次のように改正し、平成十九年四月一日から施行する。

平成十九年一月十一日

五 特別地使用料の部の表保管施設の項を削り、同表中

広島県知事 藤田雄山

一平方メートル二月までごとに	四四二円 四四一円 二七八円	地区の位置図は、 広島県広島港湾振 興局において縦覧 を
一平方メートル二月までごとに	三八三円	に改める。

広島県告示第二十号

平成十五年広島県告示第千三百七十二号（広島県港湾施設管理条例別表第一重要港湾の表の規定に基づく待合所の使用料の額）の一部を次のように改正し、平成十九年四月一日から施行する。

平成十九年一月十一日

広島県知事 藤田雄山

表中	広島港	広島港宇品旅客ターミナル	六一〇円	を
広島港	広島港宇品旅客ターミナル	似島待合所	六一〇円 一、五五〇円	に改める。

広島県告示第二十一号

平成十五年広島県告示第千三百七十三号（広島県港湾施設管理条例別表第一地方港湾の表の規定に基づく待合所の使用料の額）の一部を次のように改正し、平成十九年四月一日から施行する。

平成十九年一月十一日

広島県知事 藤田雄山

表中	小用港	小用港旅客上屋 吹越棧橋旅客上屋 西沖地区旅客上屋	一、〇二〇円 一、〇一〇円 一、四九〇円	を
----	-----	---------------------------------	----------------------------	---

公 告

地方税法（昭和二十五年法律第二百一十六号）第七百条の六の四第三項の規定によって、次の者の軽油引取税の特約業者の指定を取り消した旨、広島地域事務所長から報告があった。

平成十九年一月十一日

広島県知事 藤田雄山

小用港	小用棧橋待合所	一、八五〇円
	吹越棧橋旅客上屋	一、〇一〇円
	西沖地区旅客上屋	一、四九〇円
	秋月待合所	七三〇円
大柿港	大君待合所	一、三七〇円

に改める。

名 (氏)	名称	主たる事務所又は兼岡貞之	取消年月日
		三原市大和町和木四九四 四	平成一八年二月二五日

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定によって、次のとおり特定非営利活動法人認証申請があった。

平成十九年一月十一日

広島県知事 藤田雄山

特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所所在地	定款に記載された目的	申請のあった年月日
特定非営利活動法人中国シニアライフアドバイザ協会	山縣 巖	広島県広島市中区八丁堀一三番一五号八丁堀ビル	SLAは、中高年齢者に対して、生活全般に関する悩み相談事業を行い、相談者の自立支援に寄与することを目的とする。	平成一八年二月四日
特定非営利活動法人CAP広島	下西 さや子	広島県広島市中区富士見町一一番六号	この法人は、子どもと子どもを取り巻く社会に対して、CAP（子どもの人権を侵害する、あらゆる暴力を許さない	平成一八年二月二〇日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

1 名称
 (仮称) コジマネW福山店

2 所在地
 福山市明神町二丁目一五 五〇

二 県の通知の縦覧場所、縦覧期間及び縦覧できる時間帯

1 縦覧場所
 広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室 (広島市中区基町一〇番五二号)
 福山市経済環境局経済部商工課 (福山市東桜町三番五号)

2 縦覧期間
 平成十九年一月十一日から平成十九年二月十三日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律 (昭和二十三年法律第七十八号) に規定する休日を除く。

3 縦覧のできる時間帯
 午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

東広島市安芸津町所在の水溝地区県営土地改良事業 (ため池等整備事業) の工事が平成十八年十二月八日完了した。

平成十九年一月十一日

広島県知事 藤 田 雄 山

東広島市安芸津町所在の宇造地区県営土地改良事業 (ため池等整備事業) の工事が平成十八年十二月十八日完了した。

平成十九年一月十一日

広島県知事 藤 田 雄 山

土地区画整理法 (昭和二十九年法律第百十九号) 第三十九条第一項の規定によって、次のとおり大野町深江土地区画整理組合の事業計画の変更を認可した。

平成十九年一月十一日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 組合の名称
 大野町深江土地区画整理組合

二 事業施行期間
 変更前 平成二十年十二月十七日から平成二十二年三月三十一日まで

変更後 平成二十年十二月十七日から平成十九年五月三十一日まで

三 施行地区
 変更前 佐伯郡大野町宮島口西二丁目、深江三丁目の各一部
 変更後 廿日市市宮島口西二丁目、深江三丁目の各一部

四 事務所所在地
 変更前 佐伯郡大野町宮島口西二丁目三番二十三号
 変更後 廿日市市宮島口西二丁目三番二十三号

五 設立認可の年月日
 平成二十年十二月十七日

六 変更認可の年月日
 平成十九年一月十一日

土地区画整理法 (昭和二十九年法律第百十九号) 第二十九条第一項の規定によって、次のとおり大野町深江土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の届出があった。

平成十九年一月十一日

広島県知事 藤 田 雄 山

氏名	住所
変更前 沖田 敏江	変更後 野坂 賢治
住 佐伯郡大野町宮島口西二丁目二番一七号	住 佐伯郡大野町宮島口西二丁目二番一七号
変更前 沖田 武夫	変更後 沖田 敏江
住 佐伯郡大野町宮島口西二丁目二番一七号	住 佐伯郡大野町宮島口西二丁目二番一七号
変更前 野坂 賢治	変更後 山本 真也
住 佐伯郡大野町宮島口西二丁目一〇番一六号	住 佐伯郡大野町宮島口西二丁目一〇番一六号
変更前 米谷 静夫	変更後 八木 久人
住 佐伯郡大野町宮島口西二丁目八番一号	住 佐伯郡大野町宮島口西二丁目三番一九号
変更前 瀨川 悌三	変更後 米谷 宏憲
住 広島市西区高須四丁目七番地の二三	住 廿日市市宮島口西二丁目一三番一五号

都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第三十六条第三項の規定によって、開発行為に関する工事を完了について、次のとおり公告する。

平成十九年一月十一日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

廿日市市大野字鯛ノ原六八〇番、六八一番、六八二番一の一部、六八二番二の一部
二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

広島市西区楠木町四丁目一九番七号

広島八谷建設株式会社

代表取締役 八谷 仁宏

次の土地改良事業施行協議については、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定によって、適当と決定したので、この決定に係る土地改良事業計画書の写しを次により平成十九年一月十一日から平成十九年一月三十一日まで縦覧に供する。

なお、この決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に、広島県東広島地域事務所長に申し出ることができる。

また、同法第九十六条の二第五項において準用する同法第九条第二項の規定による決定に不服がある者は、広島県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、異議の申出に対する決定の取消しを求める訴えを提起することができる。

平成十九年一月十一日

広島県東広島地域事務所長 日 菅 康 典

事業主体	大崎上島町	地区名	宇浜	事業名	農業用排水施設整備事業	縦覧場所	大崎上島町役場
			岡田				
			岡田東				
			柿大路南				
			尾派汰				
			七窪		ため池等整備事業		
		別所			区画整理事業		

次の換地計画認可申請については、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第一項の規定によって、適当と決定したので、この決定に係る換地計画書の写しを次により平成十九年一月十一日から平成十九年一月三十一日まで縦覧に供する。

なお、この決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に、広島県東広島地域事務所長に申し出ることができる。

また、同法第九十六条の四において準用する同法第五十二条の三第二項において準用する同法第九条第二項の規定による決定に不服がある者は、広島県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、異議の申出に対する決定の取消しを求める訴えを提起することができる。

平成十九年一月十一日

広島県東広島地域事務所長 日 菅 康 典

事業主体	東広島市	地区名	宮郷	事業名	区画整理事業	縦覧場所	東広島市役所福富支所
------	------	-----	----	-----	--------	------	------------

公安委員会告示

広島県公安委員会告示第6号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）第6条に定める技術上の規格に適合していると認められるので、規則第9条第1項の規定により告示する。

平成19年1月11日

広島県公安委員会

委員長 高 須 司 登

検定番号	6S0700	検定の有効期間	告示の日 (平成19年 1月11日) から3年間	遊技機の 種類	回胴式遊技 機	型式名	卑弥呼伝 説	申請者名(住所)	株式会社パシ又興業 利明 代表取締役 松村 中区未 (神奈川県横浜市中区未 広町二丁目3番1号)	製造業者名(住所)	左 同
6S1006	同上	同上	同上	同上	同上	卑弥呼伝 説R	同上	株式会社SNKプレイモア 代表取締役 外山 公一 (大阪府吹田市豊津町14 番12号)	左 同		
6S1177	同上	同上	同上	同上	同上	ナーバ ボAS	同上	株式会社SNKプレイモア 代表取締役 外山 公一 (大阪府吹田市豊津町14 番12号)	左 同		

6P1018	同上	ぱちんこ遊技機	CRAビッドシューター	株式会社平和 右橋 保彦 代表取締役 (群馬県桐生市広沢町二丁目3014番地の8)	左 回
6P1082	同上	同上	AビッドシューターV	同上	左 回
6P1129	同上	同上	CRAビッドシューター	同上	左 回
6S0883	同上	回胴式遊技機	BUNBARUR	同上	左 回
6S0681	同上	同上	BUNBARUN-L	同上	左 回
6S1180	同上	同上	日本フイルマインダストリー	同上	左 回

正

誤

平成十八年十二月二十一日付け広島県報 (定期) 第九十七号に掲載の目次の一部を次のように訂正する。

総務部総務管理局文書法制室長

ページ	段	行	誤	正
—	上	後ろから二	終了	完了
—	下	—	終了	完了

平成十八年十月二十三日付け広島県報 (定期) 第八十号に掲載の広島県告示第八百九十四号 (解除予定保安林にする旨の通知) の一部を次のように訂正する。

ページ	段	行	誤	正
二	上	後ろから五	三次市作木町香淀字川ケ七七四の五・門田字下組二六の四、二六の五	三次市作木町香淀字川ケ七七四の五・門田字下組二六の四・二六の五 (以上三筆固有林)

農林水産部農林整備局治山室長